

手順	事項	詳細
1	交付申請	下記の書類を防災安全課（市役所2階）へ提出してください。 【提出書類】 ・防犯灯施設設置費等補助金申請書（様式第1号） ・1基あたりの見積書の写し（電柱番号、引き込みの場合は引き込み元の電柱番号及び電球の型番等（40ワット以下の一般電球に相当する明るさか確認できるもの）の記載があること） ・写真（防犯灯・設置柱の全体がわかるもの及び電柱番号がわかるもの） ・位置図（地図等に設置位置がわかるよう赤丸で示すこと）
2	補助金交付決定の通知	亀山市から補助金等交付決定指令書及び「手順4. 実績報告」時に必要な書類を送付します。
3	工事着手	工事を実施してください。 ※交付決定前に着工された場合は、補助の対象外となります。 ※交付決定後、金額に変更がある場合は着工前に必ず防災安全課に連絡のうえ、変更申請書を提出してください。 必要に応じて下記の書類を提出してください。 ・土地所有者の承諾書（様式第2号） ・道路占用許可書の写し（道路占用許可を受けていない場合は、建設部建設管理課管理グループ（TEL：0595-84-5102）にて手続きを行ってください。）
4	実績報告	工事完了後、下記の書類を防災安全課へ提出してください。 【提出書類】 ・防犯灯施設設置費等補助金実績報告書（様式第4号） ・設置後の防犯灯・設置柱の全体がわかるもの及び電柱番号が写った写真（引き込みの場合は、引き込み元の電柱番号が写った写真） ・領収書の写し （但し書きに、 <u>LED電球への交換であることが分かる記載及び電柱番号の記載</u> があること） ・契約内容書 （防犯灯設置業者に記入を依頼してください）
5	補助金交付確定の通知	亀山市から補助金等交付確定指令書及び「手順6. 請求書」を送付します。
6	補助金の請求	補助金等交付確定指令書が手元に届いたら、下記の書類を防災安全課（市役所2階）へ提出してください。 ・請求書 ※口座情報の確認のため補助金振込先の通帳（コピー可）をご持参ください。
7	補助金の交付	ご指定の振込口座に補助金を振り込みます。

[1. 交付申請] から [6. 補助金の請求] までの書類に押印される場合は、すべて同一の印鑑をご使用ください。